

インフレスライド条項及び特例措置の適用について

1 概要

国土交通省は、令和4年（2022年）3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）と、設計業務委託等技術者単価（新技術者単価）を公表し、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置※を実施した上で、全国全職種単純平均で、新労務単価は対前年度比2.5%、新技術者単価は対前年度比3.2%、引き上げられることとなりました。（※前年度を下回った単価は、前年度単価に据置）

これに合わせ、予定価格への新労務単価、新技術者単価の早期適用に加え、一定の要件を満たす既契約工事にインフレスライド条項を適用すること、令和4年（2022年）3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用している契約について、新労務単価又は新技術者単価を適用した場合の金額に変更する特例措置を適用することとし、同様の対応を地方公共団体へも要請しています。

平成26年（2014年）6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律では、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置付けられており、この要請を踏まえ、本市においても、下記のとおり、インフレスライド条項及び特例措置を適用することとしましたので、お知らせいたします。

2 インフレスライド条項

(1)内容

受注者は、工事請負契約約款第25条第6項の規定により、出来高確認後、変動前残工事金額に対する変動後残工事金額との差額を契約変更の対象として、契約金額変更協議の請求をすることができる。

(2)対象案件

令和4年（2022年）3月1日が工期内にある工事のうち、受注者がスライド請求を書面により請求した日（以下「請求日」という。）から工期末までの期間が2か月以上あるもの。

なお、対象工事の受注者には、契約資産部契約課より別途通知を行う。

(3)スライド額の算出

スライド額は、次の方式により算出する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S : スライド額

P1 : 変動前残工事金額（契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額）

$$P1 = \alpha \times Z1$$

P2 : 変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した(P1)に相当する額）

$$P2 = \alpha \times Z2$$

α : 落札率（当初契約金額／予定価格）（有効数字は積算基準による。）

$Z1$: 発注者の積算金額から基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額

$Z2$: 変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（ $Z1$ ）に相当する額

(4)請求期限

スライド請求は、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更（次の公共工事設計労務単価の改正の時期）がなされるまでとし、この間の請求は1回までとする。

3 特例措置

(1)内容

受注者は、工事請負契約約款第53条の規定により、旧労務単価を適用した契約又は委託契約約款第42条の規定により、旧技術者単価を適用した契約について、新労務単価又は新技術者単価を適用した契約に変更するため、契約金額の変更の協議を請求することができる。

(2)対象案件

令和4年（2022年）3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託で、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、対象案件の受注者には、契約資産部契約課より別途通知を行う。

(3)契約変更金額の算出方法

次の方式により変更後の契約金額を算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

(4)請求期限

工期末が令和3年度（2021年度）内の工事又は設計等委託の場合は工期末の15日前（土日は含まない。）までとし、それ以外の工事又は設計等委託の場合は契約を締結した日から2か月以内とする。

受注者の皆様へ

受注者の皆様におかれましては、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の対応をお願いします。

また、本制度の趣旨を鑑み、二次下請以降との請負契約に関しても同様に適切な対応をされるよう下請企業等をご指導願います。

<問い合わせ先>

契約資産部 契約課 工事契約担当

電話 042-620-7215（直通）